

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割			38	1日につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割			77	1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割			122	1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	※1月の中で全部で5回から12回まで 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	165	
A1	1413	訪問型短時間サービス日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116	
A1	1414	訪問型短時間サービス日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	104	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100 単位加算	100	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の 86/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		②介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の 48/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		③介護職員処遇改善加算Ⅲ ②で算定した単位数の 90% 加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		④介護職員処遇改善加算Ⅳ ②で算定した単位数の 80% 加算		

※潮来市の場合、総合事業サービス事業費の請求は、月単位となります。